


事業場名		所在地	
点検者職氏名	電話番号	労働者数	名

Q 1 リスクアセスメント対象物の製造・取扱いの状況について回答してください。

リスクアセスメント対象物・・・「表示・通知対象物質（ラベル表示・SDS 交付義務対象物質）」と同一です。厚生労働省ホームページ「職場のあんぜんサイト」で検索できます。

製造・・・化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも製造に該当します




製造している
 取り扱っている
 製造も取扱いもない
→ 点検終了です

Q 2 製造又は取り扱うリスクアセスメント対象物について回答してください。

物質名称	取り扱う場合、その用途	1日当たりの使用量	製造又は取扱いの頻度

主な 6 物質まで回答してください。 頻度・・・「毎日」、「週に数回」、「月に数回」、「年に数回」、「その他（詳細を記載してください）」


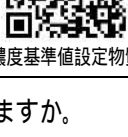
Q 3 がん原性物質を製造又は取り扱っていますか。




がん原性物質 濃度基準値設定物質

□はい □いいえ

Q 4 濃度基準値設定物質を製造又は取り扱っていますか。

がん原性物質 濃度基準値設定物質

□はい □いいえ

Q 5 化学物質等（又は化学物質等を含む製品）を他の事業者に譲渡・提供・販売していますか。

□はい □いいえ

Q 6 Q 5で「はい」と回答した場合、譲渡する化学物質等（又は化学物質等を含む製品）にラベル表示を行い、安全データシート（SDS）等を譲渡・提供・販売先に通知していますか。

□はい □いいえ

Q 7 化学物質管理者を選任し、化学物質等の危険性又は有害性等の調査等の実施に関する技術的事項の管理を行わせていますか。

□はい □いいえ

Q 8 選任する化学物質管理者に必要な講習を受講させていますか。
製造事業場においては、告示で定める講習修了者から化学物質管理者を選任する必要があります。

□はい □いいえ

Q 9 選任した化学物質管理者の氏名を見やすい箇所に掲示するなどにより、労働者に周知していますか。

□はい □いいえ

Q 10 リスクアセスメントの結果の措置として保護具を着用させる場合、必要な知識を有する保護具着用管理責任者を選任して、適正な保護具の選択、保護具の適正な使用、保護具の保守管理に関する事項を管理させていますか。

□はい □いいえ
□該当なし

Q 11 選任した保護具着用管理責任者の氏名を見やすい箇所に掲示するなどにより労働者に周知していますか。

□はい □いいえ

Q 12 衛生委員会（又は安全衛生委員会）の運営規程等に調査審議事項として化学物質等のリスクアセスメント等に関することを規定していますか。

□はい □いいえ

Q 13 安全衛生委員会において、リスクアセスメント等の実施状況、結果に基づく措置の実施状況、リスクアセスメント健康診断の実施状況等、今後の予定等について調査審議していますか。
安全衛生委員会の設置義務がない労働者数が 50 人未満の事業場においては、労働者の意見聴取を行っていますか。

□はい □いいえ

Q14 労働者への危険が予測される作業、化学物質等を選定し、作業標準、機械設備等の仕様書、SDS等の資料・情報入手し、 危険性又は有害性の特定 を行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
Q15 次の ~ に該当する場合に、 リスクアセスメント を実施していますか。 リスクアセスメント対象物を原材料等として新たに採用し、又は変更するとき リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う業務に係る作業の方法・手順を新規に採用し、又は変更するとき リスクアセスメント対象物による危険性・有害性について変化が生じ又は生ずるおそれがあるとき 過去に提供された安全データシート（以下「SDS」という。）の危険性又は有害性に係る情報が変更されたとき 濃度基準値が新たに設定されたとき又は当該値が変更されたとき	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
Q16 特定された危険性又は有害性について リスクの見積り を行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
Q17 濃度基準値設定物質 を製造又は取り扱っている場合、リスクアセスメント等において、労働者の ばく露濃度が基準値以下 であることを確認していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 製造・取扱いなし
Q18 リスクアセスメント見積りの過程において、数理モデル等による推計におけるばく露濃度が濃度基準値の2分の1を超えている場合、 測定により、濃度基準値以下 であることを確認していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし
Q19 リスクアセスメントの結果を踏まえ、 リスク低減措置の検討 を行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
Q20 優先順位の高いリスク低減措置 を採用するようにしていますか。 優先順位 よりリスクが低い代替物への変更 工学的措置（密閉化等の設備的対策） 管理的措置（作業手順見直し、作業員への教育等） 個人用保護具	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
Q21 化学物質等のリスクアセスメント等の結果に基づき実施する健康診断等の要否について、 労働者の意見を聴取 した上で、判断していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
Q22 濃度基準値設定物質 について、 濃度基準値を超えた おそれがあった場合に、安衛則第577条の2第4項に基づく 健康診断 を速やかに実施していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 製造・取扱いなし
Q23 化学物質等のリスクアセスメント等の結果に基づく措置、労働者のばく露状況、関係労働者の意見聴取状況について 記録を作成し、3年保存 していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
Q24 SDSとリスクアセスメントの結果等を 労働者に周知し、教育 を行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
Q25 リスクアセスメント対象物のうち、 がん原性物質 を製造し又は取り扱っている場合、 労働者の氏名や作業記録、ばく露状況等 を作成し、 30年保存 していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 製造・取扱いなし
Q26 皮膚等障害化学物質 を取り扱う場合、 不透透性の保護具 を着用させていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 取扱いなし
Q27 リスクアセスメント対象物を小分けにして保管する際は、当該物の 名称と人体に及ぼす作用 について、 容器等に表示 する等により、当該物を取り扱う者に 明示 していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし
Q28 リスクアセスメント対象物を製造し又は取り扱う設備に係る 改造、修理、清掃等 （当該設備を分解する作業又は当該設備の内部に立ち入る作業に限る）の 注文 がある場合に、当該注文の 請負人 に対し、当該リスクアセスメント対象物の 有害性等の情報 を 文書交付等 で通知していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当なし
Q29 労働者の雇入れ時 に化学物質の危険有害性に関する事項等を 教育 していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

Q6以降の点検で「いいえ」がついた項目については、改善に取り組んでください

参考資料・参考サイト



職場のあんぜん
サイト
化学物質対策
トップページ



リーフレット
「新たな化学
物質規制が
導入されます」



化学物質
新たな規制に
関するQ&A



2月7日開催
化学物質管理
強調月間等
説明会の受付



全国労働衛生
週間のしおり
大分労働局版

点検表の提出について

下記のいずれかの方法により、点検表を提出してください。

- WEB上で回答する
- 電子メールで送信する
- 郵便で送付する
- 労働局又は監督署の窓口へ持参する



WEB回答とメールアドレスは
「化学物質対策特設サイト」から

点検表の提出先・問合せ先

大分労働局 労働基準部 健康安全課

〒870-0037
大分市東春日町 17-20 大分第2ソフィアプラザビル 6階
電話 097 - 536 - 3213
メール kenkouanzenka-ooitakyoku@mhlw.go.jp

